

保護者の皆様へ

この登園許可証は、幼稚園に通う園児の皆さんの健康を守り、感染症の流行を防ぐために必要なものです。板橋区医師会の御厚意により、板橋区医師会所属の医療機関に限り、料になります。乳幼児医療証のある方は、診察料も 料です。保険証と乳幼児医療証を持って受診してください。(大学病院や公立病院は、文書料が 料になります。)

ご診察いただいた先生へ

板橋区と板橋区医師会との取り決めで、板橋区医師会所属の医療機関では登園許可証にかかる文書料が無料となっております。ご配 のほど、よろしくお願い申し上げます。

登園許可証

園名を変更した場合は使用できません。

<登園許可証が必要な感染症>

病名	登園の目安
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な解熱性抗生剤を経過するまで
麻疹(はしか)	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎(おたふく病)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹(はれ)が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
水痘(みずぼうそう)	発疹が消失するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管性咽頭結膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	

帝京幼稚園

氏名

1. 上記疾患で治療中でしたが、感染の恐れがなくなりました。
2. 伝染性の疾患ではなく、集団生活は可能です。
3. その他

上記を証明します。

日

年 月

医療機関名

その他 (りんご病)、ヘルパン
ウイルス感染症、流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)、ウイルス性肝炎、RSウイルス感染症、帯状疱疹、伝染性 痲しん(とびひ)
外に、医師の半

医師氏名

印